

## 第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

### 第2部－第6 再開発の推進

#### I まちづくり指標

| 協働指標                    | 計画策定時の状況<br>(平成22年度) | 前期実績値<br>(平成26年度) | 中期目標値<br>(平成30年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|-------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 「主要5事業」の達成状況<br>(着手・継続) | 0件                   | 1件(⑤)             | 3件(①②④)           | 3件(①②④)         |
| 「主要5事業」の達成状況<br>(完了)    | 0件                   | 0件                | 2件(④※⑤)           | 1件(⑤)           |

「第2部－第6 再開発の推進」の施策体系における主要な4事業の達成状況を示す指標です。「主要4事業」とは①三鷹駅南口中央通り東地区再開発推進事業、②区域内幹線道路第2期整備事業、③中央通り買い物空間整備事業、④三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施、⑤新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業を指しています。※整備方針の策定は、中期に完了します。

#### II 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

##### 1 三鷹駅前エリア

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| (1)「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進 | ◎ ①「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進     |
| (2)区域内幹線道路の整備            | ◎ ①区域内幹線道路第2期整備事業の見直し        |
| (3)商業環境の整備               | ※ ①中央通り買い物空間整備事業の推進          |
| (4)再開発事業の推進              | ◎ ①三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進      |
| (5)建築物の協同化の支援            | ※ ①三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援 |

##### 2 市民センターエリア

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| (1)新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備事業の推進 | ◎ ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備事業の推進                          |
| (2)市庁舎の整備                     | ◎ ①市庁舎建替え等プランの検討<br>(「第8部－第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照) |
|                               | ◎ ②市民センター内の駐車場・和洋弓場整備                                  |
|                               | ◎ ③上連雀分庁舎(仮称)の整備<br>(「第8部－第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照) |

##### 3 三鷹台駅前エリア

|             |   |
|-------------|---|
| (1)三鷹台駅前エリア | ◎ ①三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施 |
|-------------|---|

##### 4 三鷹台団地エリア

|                |                        |
|----------------|------------------------|
| (1)三鷹台団地周辺の再開発 | ①三鷹台団地の建替えに伴う良好な住環境の誘導 |
|                | ②三鷹台団地周辺の公共施設等の再配置     |

##### 5 主要幹線沿道等と都市基盤の再生

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| (1)主要幹線の整備に伴う誘導  | ①東八道路沿道の良好な地域環境の保全に向けた誘導        |
|                  | ②調布保谷線沿道の良好な地域環境の保全に向けた誘導       |
| (2)大規模集合住宅の再生・整備 | ※ ①都市再生機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導 |

|                 |  |
|-----------------|--|
| (3) 橋梁の再生・整備    | ◎ ①橋梁長寿命化修繕計画の推進<br>(「第3部－第1 安全で快適な道路の整備」参照)     |
| (4) 下水道施設の再生・整備 | ◎ ①「下水道経営計画2022」の推進<br>(「第4部－第3 水循環の促進(上下水道)」参照) |
|                 | ◎ ②「下水道再生計画」の推進<br>(「第4部－第3 水循環の促進(上下水道)」参照)     |

## 6 再開発事業の推進

|                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 推進体制の整備        | ①市民参加の推進  |
|                    | ②まちづくり三鷹との連携の強化                                       |
|                    | ③都市再生機構との連携強化   |
| (2) 民間活力の導入        | ①JR東日本との連携の強化   |
|                    | ②民間の資金や技術・知識を活用した都市再生の取り組みの推進                         |
|                    | ③低未利用資産の処分・有効活用<br>(「第8部－第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照) |
| (3) 国や東京都等の助成制度の活用 | ①補助金等の積極的な活用  |

## Ⅲ 主要事業

### 1-(1)-① 「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進

三鷹駅前地区再開発の動向等を踏まえ、安全で快適な都市空間の創出と地域の活性化を図るため、平成17年10月に改定した「三鷹駅前地区再開発基本計画」を改定します。

改定にあたっては、これまでの「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に、「環境に配慮したまちづくり」の視点を加えたうえで、景観づくりや回遊性の創出に向けた、三鷹駅前再開発事業の展開が図られるよう積極的に取り組みます。

### 1-(2)-① 区域内幹線道路第2期整備事業の見直し

三鷹駅南口地区の再開発整備に伴い発生集中する交通については、さくら通り・三鷹通り・連雀通り等の周辺道路のネットワークによる適切な誘導を図ることで円滑に処理します。また、買い物等の歩行者については、中央通り買い物空間整備事業を含む安全な歩行空間の整備及びネットワーク化により、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業を拠点とした回遊性の向上を図ります。

### 1-(4)-① 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進

文化劇場跡地を所有する都市再生機構との連携を強化し、三鷹駅南口エリアの核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化を図るため、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

### 2-(1)-① 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進

#### 2-(2)-② 市民センター内の駐車場・和洋弓場整備

市役所東側の東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした約2.0haの敷地に、UR都市機構の防災公園街区整備事業を活用して、新川防災公園(仮称)、スポーツ施設とともに老朽化により耐震性に課題がある公共施設等(北野ハピネスセンター(幼児部門)、総合保健センター、福祉会館、社会教育会館)を集約し、防災課など災害対策本部の核となる機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。あわせて、防災機能の向上のため、敷地周辺道路の無電柱化整備を実施し、

安全安心と市民サービスの向上をめざした防災拠点、元気創造拠点づくりを推進します。

なお、老朽化した市民センター内の体育館、福祉会館を解体し、その跡地に和洋弓場を併設した駐車場を整備します。

他の集約施設等については、周辺市環境との調和や良好な住環境の確保、地区計画制度等の活用等により、時期を捉え、本整備事業推進に向けた財源確保を図るため、売却を含めて検討します。

### 3-(1)-① 三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、安全で快適な歩行空間の確保や商業の活性化に配慮したまちづくり条例に基づく、三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定を行います。本方針は、三鷹都市計画道路3・4・10号の都市計画を変更し、地区計画等による面的なまちづくりへの展開を図ることをまちづくりの柱としたものであり、駅前広場のあり方や商業の活性化を踏まえた商業環境の拡充等について、関係地権者との合意形成を図るため、意見交換を実施し策定に取り組みます。

また、本整備方針に基づき、三鷹台駅前広場整備等に着手するなど、当該地区のまちづくりを推進します。

## IV 推進事業

### 1-(3)-① 中央通り買い物空間整備事業の推進

中央通りの三鷹駅前交差点から下連雀三丁目30番先交差点までの間約350mについて、誰もが安心して買物や移動ができる歩行空間を確保し、魅力ある買い物空間を創出していきます。整備にあたっては、関係団体・市民等と連携して地区計画等の活用により沿道の景観形成を図りながら取り組みます。また、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業により創出される歩行空間や壁面後退によるオープンスペースを活かし、一部モデル区間として快適な買い物空間の確保及び回遊性の向上を図るよう整備を進めます。

### 1-(5)-① 三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援

三鷹駅南口西側中央地区では、民間主体での共同ビル建設に向け地権者が組合を発足し、事業推進に取り組んでいます。駐輪場の整備など、商業の活性化や市民生活の向上に寄与し、三鷹の玄関口にふさわしい共同ビルとなるよう、引き続き支援します。

### 5-(2)-① 都市再生機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導

都市再生機構が関わる牟礼団地や都営住宅の建替え等の大規模開発において整備される道路や公園、福祉施設等の公共公益施設の設置については、まちづくり条例の環境配慮制度による周辺環境との調和をめざし、関係機関・団体と連携しながら良好な住環境の創設に向けた要請と誘導を行います。